

# 単価契約書（案）

1. 件 名 H27イルカ・ウミガメ等餌料サバ・スキッド単価契約

2. 品名及び単価 末尾記載

3. 契 約 期 間 自 平成27年 4月 1日

至 平成28年 3月31日

4. 納 入 場 所 国営沖縄記念公園 海洋博覧会地区

上記の契約について、一般財団法人 沖縄美ら島財団 契約職 事務局長 井口 義也  
(以下「甲」という。)

(以下「乙」という。)とは、次の条項により契約を締結し、信義にしたがって誠実に履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所 沖縄県国頭郡本部町字石川888番地  
氏 名 一般財団法人 沖縄美ら島財団  
契 約 職 事務局長 井 口 義 也

乙 住 所  
氏 名

第1条 国営沖縄記念公園 海洋博覧会地区において飼育する動物の餌料の適切な供給を目的とする。

二 甲が乙より買取る餌料の種類は末尾記載のとおりとする。

第2条 乙は甲の給餌に支障をきたさぬよう数量の確保に万全の手配を講ずるものとする。

第3条 乙の納入した餌料が鮮度不良等で給餌として不適と甲が判断した場合は、返品することができる。

第4条 不作その他の不可抗力により乙が餌料供給困難又は困難を予想される場合は遅滞なく甲に連絡し、甲乙協議の上善処するものとする。

第5条 乙は下記各号により契約を履行する。

- 一 納入はすべて甲乙間で定める納入伝票により甲の指示する事項に適合しなければならない。
- 二 甲は納入を完了した時は、納入伝票の両片に履行品目、数量金額等を記入し、その一片を乙に交付しなければならない。
- 三 乙は、前号により交付を受けた納入伝票を、月末にとりまとめ甲に提出し、確認を受けるものとする。

第6条 乙は、下記事項により代金の請求を行う。

- 一 乙は、毎月初日以降に、先月納入分の支払請求書を甲に提出する。
- 二 乙は、請求するにあたっては、納入金額に消費税を加算して請求するものとする。ただし、請求金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

第7条 甲は、契約内容を検査のうえ適正と認めた場合には、適法である支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

第8条 甲は、契約期間内に発生した不可抗力の場合を除き、約定支払期日までに代金を支払わないときは、約定支払期日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、年2.9%の割合で延滞利息を乙に支払うものとする

第9条 下記事項の一に該当するときは、甲は本契約を解除する。

- 一 乙が契約履行不能もしくは到底完納の見込みがないと甲が認めたとき。
- 二 甲において天災または不可抗力その他やむを得ない事由が生じたとき。
- 三 乙が契約解除を申し出たとき。

第10条 乙は、前条により契約を解除する場合において、既納入品があるときは、適正な納入品に係る代金を請求することができる。

第11条 経済上のいちじるしい変動による単価の変動及び違約金等は甲乙協議してこれを定める。

第12条 乙は、本契約により知り得た情報を他人に漏らしてはならない。

第13条 この契約書に定めのない事項、または、この契約に定めている事項について疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議してこれを定める。

品名及び単価

品名	単位	単価（税抜）
サバ	k g	円
スキッド	k g	円

